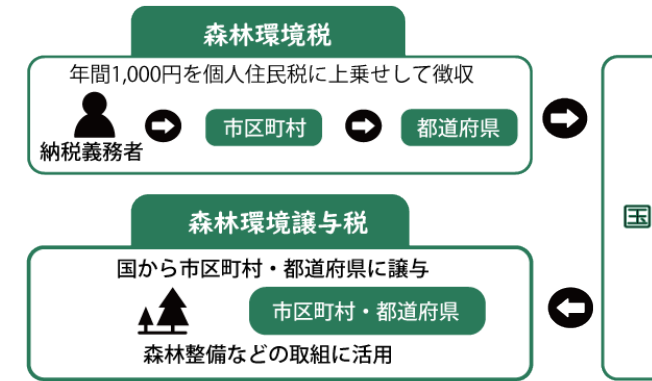


令和6年度から 森林環境税の課税が始まります

～国民一人一人が森を支える。森林環境税～

森林環境税とは

令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税です。市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が徴収されます。その税収は、全額が国によって森林環境譲与税として、都道府県・市区町村へ譲与されます。



温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。

森林環境譲与税の使途

森林整備やその促進に関する費用として市区町村では、森林境界明確化に係る事業や民有林整備などに充てられます。

課税されない人

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、ひとり親または寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の人
- 扶養親族がいない場合、前年の合計所得金額が38万円以下の人
- 扶養親族がある場合、前年の合計所得金額が以下の式で求めた金額以下の人
 $28万円 \times (n) + 26万8千円$
※(n) = 本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数

税額 年額 1,000円

参考	令和5年度まで	令和6年度から	国
市県民税	県民税均等割 (2,300円)	森林環境税 (1,000円)	市県民税
	市民税均等割 (3,500円)	県民税均等割 (1,800円)	
	合計5,800円	市民税均等割 (3,000円)	
		合計5,800円	

その他

東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人住民税均等割の臨時特例（平成26年度から令和5年度まで市民税、県民税それぞれ500円ずつ加算）は、令和5年度で終了します。

問市民税課 IP050-5801-5604 FAX0748-24-5577

確定申告に関するお知らせ

介護保険の要介護認定高齢者に係る税額控除

■障害者控除
要介護認定を受け、認知症や寝たきり度が重度の満65歳以上の人が対象です。控除を受ける場合は、市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

■おむつ代の医療費控除
要介護認定を受け、寝たきり状態で治療上おむつの使用が必要な人が対象です。

初めて医療費控除を受ける人は、医療機関が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降の人は、市が発行する「確認書」により「おむつ使用証明書」に代えること

社会保険料納付確認書を送付します

令和5年1月から12月までに市で納付が確認できた国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の「社会保険料納付確認書」を1月中旬に納付義務者へ送付します。令和5年分確定申告の社会保険料控除として申告する人は、この納付確認書を利用してください。

日本年金機構から1月下旬に送付される「公的年金等の源泉徴収票」に記載されているので、利用してください。

問保険料課
IP 050・5801・5632
FAX 0748・24・5576
または各支所

大人への第一歩、忘れず手続き

20歳になったら国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、保険料を納める義務があります。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一病気やケガで障害が残った場合や一家の働き手が亡くなった場合などに、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

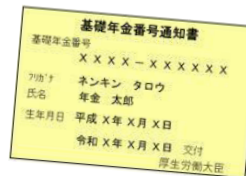
ただし、加入の届け出や保険料の納め忘れがあると年金が受給できないこともあります。「あのときに…」と後悔する前に国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、保険年金課や各支所または彦根年金事務所へ問い合わせてください。

※学生や収入が少なく保険料の納付が困難な人は、保険料の支払いを猶予または免除する制度がありますので、併せて相談してください。

基礎年金番号通知書は大切に保管しましょう

国民年金や厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された基礎年金番号通知書が交付されます。基礎年金番号通知書は、年金に関する手続きに必要となるため、大切に保管してください。



問彦根年金事務所国民年金課 ☎0749-23-1112
問問保険年金課 IP050-5801-5631 FAX0748-24-5576

国民年金には、給付事由に応じて3種類の基礎年金があります

老齢基礎年金	老後を支えます。
障害基礎年金	病気やケガで障害の状態になった人を支えます。
遺族基礎年金	亡くなった人に生計を維持されていた「子のある配偶者」や「子」を支えます。

種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
	国民年金	厚生年金	国民年金
対象者	20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生など	会社員、公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料	月額16,520円【令和5年度】	厚生年金保険料率18.3% 【令和5年11月現在】 (労使折半で保険料を負担)	保険料の負担はありません。 (配偶者が加入している年金保険者が負担)



① 将来への橋渡し 国民年金

公的年金などの 源泉徴収票が送付されます

老齢や退職を支給事由とする年金(老齢年金)は、雑所得として所得税の課税対象になります。そのため、老齢年金を受給している人には、1年間の年金支払総額などを記載した「源泉徴収票」が日本年金機構から1月中旬から下旬頃までに送付されますので、確定申告などに利用してください。

なお、障害年金・遺族年金は課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

紛失などで再発行が必要な場合は、左記へ問い合わせてください。

申問ねんきんダイヤル
☎0570・05・1165

申問彦根年金事務所お客様相談室
☎0749・23・1112

② 口座振替が便利でお得

国民年金保険料の口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなく大変便利です。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することで毎月50円が割引される「早割制度」や現金納付よりも割引額が大きい「6カ月前納・1年前納・2年前納」があります。

③ 迂回にご協力をお願いします

県道佐生今線の工事に伴う通行規制について

県道佐生今線の今町地先で道路拡幅工事が実施されます。工事期間中は、終日全面通行止めになりますので、迂回にご協力ください。

詳しくは、現地看板や「ロードネット滋賀」などを確認してください。

■ 規制期間 1月15日(月)～2月29日(木)予定

■ 迂回路



☎0748・23・4163
☎0748・22・7736

④ 生活を支援します

住民税非課税世帯などへの 臨時特別給付金

電力やガスをはじめとするエネルギー・食料品価格などの物価高騰による負担を軽減するため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対して、特別給付金を給付します。

■ 対象 令和5年12月1日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税で

ある世帯の世帯主
■ 給付額 7万円
申 3月29日(金)まで
※ 令和5年12月20日(水)から順次対象の世帯主へ通知を発送しています。

※ 住民税均等割のみが課税されている世帯への給付金については、国から具体的な内容を示され次第、ホームページなどでお知らせします。

申問福祉政策課
IP 050・5801・0945
FAX 0748・24・5693

⑤ あなたの声をカタチに

市民と議会の意見交換会を開催します

まちのことや子育てのことなど、皆さんが日頃考えていることを声に出して意見交換してみませんか?

オープニング 朝桜中学校吹奏楽部の演奏

第1部 市議会の取組報告 第2部 意見交換会

時 1月27日(土) 13:30～15:40 (受付13:00)

場 あかね文化ホール・蒲生コミュニティセンター

※ 手話通訳が必要な人は、事前に事務局まで問い合わせください。

申問議会事務局 IP050-5801-5680 FAX0748-24-5568

⑥ 子育て世帯を応援します

産前産後期間相当分の 国民健康保険料が免除されます

国民健康保険被保険者が出産する際、産前産後期間の国民健康保険料を免除します。

対象者の保険料のうち、出産予定日または出産月の前月から4カ月相当分の所得割額と均等割額が減額されます。多胎妊娠の場合は、出産予定月または出産月の3カ月前から6カ月相当分が減額されます。

申 令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者

※ 妊娠85日以上の出産が対象です。

申 出産予定日の6カ月前から届け出ができます。出産後の届け出も可能です。

持 産前産後期間に係る保険料軽減届出書、出産予定日が分かるもの(母子健康手帳など)、届出者の本人確認ができるもの(運転免許証など)

※ 出産後に届け出を行う場合、出生証明書などの親子関係を明らかにする書類

申問保険料課 IP050-5801-5632 FAX0748-24-5576

定期予防接種を受けましょう



定期予防接種は、接種できる年齢が決まっています。接種期限までに接種しましょう。

場 市内：指定医療機関

市外：事前に申請が必要な場合があります。



指定医療機関

● 子ども (無料)

予防接種名	対象者	接種期限
麻しん風しん (2期)	平成29年4月2日から平成30年4月1日生まれまでの人	令和6年3月31日(日)
日本脳炎 (2期)	満9歳から13歳未満までの人	13歳の誕生日の前日
日本脳炎	接種機会がなかった平成15年4月2日から平成19年4月1日生まれまでの人	20歳の誕生日の前日
2種混合 (ジフテリア・破傷風)	満11歳から13歳未満までの人	13歳の誕生日の前日
ヒトパピローマウイルス感染症 (HPV)	接種機会がなかった平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれまでの人	令和7年3月31日(月)

持 母子健康手帳

※ 予診票は、医療機関に備付けのものを使用

● 大人 (自己負担：2,500円)

■ 予防接種名 成人用肺炎球菌

申 令和5年度に次の年齢となる人

65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳

※ 今までに23価肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがある人を除く。

★ 接種日に満60歳から64歳までの人で、以下の基準に該当する人は定期接種の対象です。

① 心臓や腎臓、呼吸器の身体障害者手帳1級の人 (身体障害者手帳(1級)の提示が必要)

② 身体障害者1級以外の人でかかりつけ医による「接種者該当事由書」がある人

③ 免疫機能に障害がある人 (かかりつけ医による「接種者該当事由書」が必要)

※ 生活保護世帯の人および中国残留邦人等支援給付受給世帯の人は自己負担金が免除されます。必ず接種の1週間前までに健康推進課、保健センターまたは各支所(保健師の窓口)で申請してください。

持 成人肺炎球菌のはがき (はがきがない場合は、健康推進課、保健センターまたは各支所(保健師の窓口)で発行申請をしてください。)

※ 予診票は、医療機関に備付けのものを使用

■ 接種可能期限：3月31日(日)まで
期限を過ぎて接種される場合は、接種費用が全額自己負担となります。

詳しくは、健康ガイドブックを確認してください。

申問健康推進課

IP050-5801-5646

FAX0748-24-1052



健康ガイドブック